

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南房総市	白浜地区	令和3年3月17日	

(旧プラン 当初 平成30年2月 更新 平成30年11月)

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	95.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	66.1ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	26.6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	23.7ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	36.8ha
(備考)この地区は、白浜中央土地改良区、長尾土地改良区、大原台土地改良組合の三団体の受益エリアを単位としており、そのエリアは、基盤整備後、所有者の都合で耕作ができなくなった農地については、農地保有合理化事業として、市が農地を借受け、耕作者を探し貸付け、借り手が付かない農地については、市が保全管理を平成30年3月末日まで行っていたエリアである。農地を一元的に管理し提案できたことで、地域の担い手や企業、新規就農者の参入が進み、その中の経営規模の大きい農家が耕作を担っている状況である。	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・高齢化や後継者の不在による遊休農地の増加が懸念される。
- ・面積の小さな圃場が多く地権者が多いことから、中心となる経営体への集積・集約化が繁雑である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

離農する農家や規模縮小する農家の農地について、地域の中心となる経営体に集積・集約化を図り、農地の維持や耕作放棄地の発生防止に努める。

地域の中心となる経営体に集積・集約化を図ると共に、地域の特産品である花卉や食用ナバナの栽培に取り組む個人農家との共存を図る。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	露地野菜	8.1 ha	露地野菜	15.0 ha	白浜・長尾・大原台
認農法	B	露地野菜	3.9 ha	露地野菜	8.0 ha	白浜・長尾・大原台
認農法	C	イチゴ	0.6 ha	イチゴ	15.0 ha	白浜・長尾・大原台
認農法	D	花卉・野菜	0.1 ha	花卉・野菜	1.0 ha	白浜・長尾・大原台
認農	E	飼料作物	0.5 ha	飼料作物	2.0 ha	白浜・長尾・大原台
	F	野菜	0.7 ha	野菜	2.0 ha	白浜・長尾・大原台
	G	花卉・野菜	0.3 ha	花卉・野菜	0.5 ha	白浜・長尾・大原台
	H	野菜	1.4 ha	野菜	3.0 ha	白浜・長尾・大原台
認農法	I	ハーブ	0.9 ha	ハーブ	2.0 ha	白浜・長尾・大原台
認就	J	花卉・野菜	0.0 ha	花卉・野菜	1.0 ha	白浜・長尾・大原台
	K	露地野菜・果樹	0.2 ha	露地野菜・果樹	2.0 ha	白浜・長尾・大原台
	L	露地野菜・果樹	0.0 ha	露地野菜・果樹	2.0 ha	白浜・長尾・大原台
計	12人		16.7 ha		53.5 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p><b>農地の貸付け等の意向</b> 貸付け等の意向が確認された農地は、24筆、10,528㎡となっている。</p>
<p><b>農地中間管理機構の活用方針</b> 高齢化等で、離農する農家や規模縮小する農家の農地については、農地中間管理事業等を活用し、中心となる経営体へ貸し出しをすることで、農地の維持や耕作放棄地の抑制を引き続き図ることとする。 面積の小さな圃場が多く地権者が多いことから、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化に、地域として取り組むことで経営規模拡大や経営の効率化・安定化を支援する。</p>
<p><b>農業経営方針</b> 地域の特産品である花卉や食用ナバナの栽培に取り組む個人農家が多いため、より一層の栽培の拡大を推進することで農地の活用を図る。</p>
<p><b>後継者育成の取組方針</b> 高齢化や後継者の不在による担い手不足が深刻化しているため、新規就農者の育成や新たな担い手の確保を図り、地域農業の生産構造の強化を目指す。</p>